

岡教総第 63 号
令和 6 年 10 月 8 日

管内学校長 殿

岡山教育事務所長

岡山県職員親睦会規約の改正について

このことについて、次のとおり岡山県職員親睦会規約が改正されたので通知します。

記

- 1 改正後の規約及び改正箇所
「別添 1 岡山県職員親睦会規約」及び「別添 2 新旧対照表」のとおり
- 2 施行年月日
令和 6 年 10 月 1 日
- 3 預金口座振替依頼書及び第一口座登録申出書について
預金口座振替依頼書及び第一口座登録申出書にフリガナ欄が追加されたため、旧様式は令和 6 年 11 月から引き去りを開始する者（令和 6 年 10 月 15 日提出期限）まで使用可能とするが、令和 6 年 12 月から引き去りを開始する者は新様式でのみ受け付けることとするので旧様式を使用しないよう注意すること。

<本件担当>

岡山教育事務所総務課 長谷川

TEL：086－221－0644

岡山県職員親睦会規約

（目的及び設置）

第1条 会員（第3条に規定する者をいう。以下同じ。）に係る所得税等法定控除金以外の控除金（以下「各種控除金」という。）の口座振替による控除の便宜を図ることを目的として、岡山県職員親睦会（以下「親睦会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 親睦会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務（以下「各種控除事務」という。）を行う。

- （1）会員の第一口座（指定金融機関（昭和39年岡山県告示第335号で指定された岡山県指定金融機関をいう。以下同じ。）に開設された口座であって、会員が第6条第1項に規定する手続を行った口座をいう。以下同じ。）から、親睦会代表者（第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が開設した口座へ、各種控除金を給与支給日に振り替えるために必要な事務
- （2）親睦会代表者が開設した口座から、会員の加入する団体が開設する口座（指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関の口座であり、振込手数料の負担に同意する口座に限る。）へ、（1）により振り替えられた各種控除金から振込手数料を差し引いた金額を給与支給日の2営業日後に振り込むために必要な事務
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事務

（会員）

第3条 親睦会は、次に掲げる者（以下「職員等」という。）のうち、口座振込の方法をもって給与を支払われる者であって、第6条第5項の規定により各種控除事務が開始された者を会員とする。

- （1）常勤の特別職の職員
- （2）岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）の適用を受ける一般職の職員
- （3）岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第56号）の適用を受ける会計年度任用職員
- （4）岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第44号）の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員
- （5）岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年岡山県条例第73号）の適用を受ける企業職員
- （6）岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受ける教育職員
- （7）県議会議員
- （8）前各号に掲げるもののほか、親睦会代表者が必要と認める職員

（代表者等）

第4条 親睦会の各種控除事務を統括するために親睦会代表者を置き、岡山県出納局内部事務課親睦会の会長をもってこれに充てる。

2 親睦会に係る庶務は、親睦会代表者が指名する会員がこれを行う。

- 3 各種控除事務のうち、第6条、第7条、第8条、第10条及び第12条に規定する事務を処理するために、各課室等に各種控除事務管理者を置き、当該課室等の給与支給事務を担当する職員等をもってこれに充てる。

(対象給与等)

第5条 各種控除事務の対象は、給料の支給日に支払われる給与及び報酬等とする。

(各種控除事務の開始手続)

- 第6条 口座振替の方法による各種控除金の控除の開始を希望する職員等は、預金口座振替依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）及び第一口座登録申出書（様式第2号。以下「申出書」という。）を、当該職員等が所属する課室等の各種控除事務管理者（第4条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）を通じて、親睦会代表者に提出しなければならない。
- 2 親睦会代表者は、前項の規定により提出された依頼書及び申出書（以下「依頼書等」という。）のうち、依頼書を速やかに指定金融機関に提出するものとする。
 - 3 指定金融機関は、依頼書の内容を確認した後、内容に不備がある場合には、親睦会代表者に返却するものとする。
 - 4 前項の規定により依頼書が返却された場合には、親睦会代表者は、依頼書を修正の上、指定金融機関に再提出するものとする。
 - 5 親睦会代表者は、正当な依頼書が指定金融機関に提出された職員等について、差押等の事由により各種控除事務を開始することが不適当である場合を除き、会員として認め、速やかに各種控除事務を開始しなければならない。
 - 6 依頼書等の提出期限は、親睦会代表者が別途通知する日までとする。
 - 7 親睦会代表者は、会員から選任した者に、第1項から前項までの事務のうち、親睦会代表者が行う事務を執行させることができる。

(各種控除金の項目の依頼手続)

- 第7条 会員は、必要の都度、希望する各種控除金の項目を、当該会員の所属する課室等の各種控除事務管理者に申し出なければならない。
- 2 前項の項目の数は、給与支給時ごとに20項目までとする。
 - 3 第1項の申出を受けた各種控除事務管理者は、その内容を精査し、適当と認められる場合は、その内容を給与システムに入力するものとする。

(各種控除事務の停止等)

第8条 第6条及び前条の規定は、各種控除事務の停止又は各種控除金の項目の廃止若しくは変更について準用する。

(データ伝送の方法等)

- 第9条 親睦会代表者は、各種控除金に係る口座振替依頼金額を、指定金融機関にデータ伝送する。
- 2 データ伝送の仕様は、別に定める。

(控除明細の通知)

第10条 親睦会代表者は、控除の対象となる給与の支給日までに、次の内容を各種控除事務管理者に提供するものとする。

- (1) 控除対象となる給与の支給年及び支給時期
- (2) 所属、職員番号及び氏名
- (3) 控除名称
- (4) 控除金額

(各種控除事務の停止)

第11条 親睦会代表者は、差押等の事由により各種控除事務を継続することが不適當であると認められた会員に係る各種控除事務については、停止することができる。

(振替不能)

第12条 親睦会代表者は、給与支給日の正午までに、会員に係る各種控除事務が不能である旨並びに当該会員の所属、氏名、第一口座に係る支店、口座番号、金額及び振替不能理由について、指定金融機関から通知があった場合は、直ちにその旨を当該会員の所属する課室等の各種控除事務管理者に連絡するものとする。

- 2 前項の通知を受けた各種控除事務管理者は、給与支給日の翌営業日の午後3時までに、当該会員に振替不能相当額を親睦会代表者が開設した口座に振り込ませ、又は入金させなければならない。

(事務処理期限)

第13条 この規約に規定する期限が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）による週休日等に当たる場合は、原則としてその前日をもってその期限とする。

(決算)

第14条 親睦会代表者が開設した口座の残金は、各種控除事務に必要な事務費に充当し、又は会員の加入する団体に還元するものとする。

(その他)

第15条 この規約の施行について必要な事項は、親睦会代表者が別に定める。

附 則

この規約は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

指定金融機関保存

預金口座振替依頼書

株式会社 中国銀行 御中

年 月 日

収納者名	岡山県職員親睦会
口座振替の種類	掛金等

所属コード	所属名	職員番号

(フリガナ)		指定預金口座の 届出印
申立者 氏名		

(注)
届出印相違等で返却
された場合に、届出印
欄に押印できないとき
は氏名欄枠内に押印す
ること。

私は上記の掛金等を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたい
ので、下記事項を確約の上、依頼します。

金融機関名	金融機関	店舗名	銀行 コード				店舗 コード		
	中国銀行		0	1	6	8			
指定預金口座	預金種別		口座番号						
	1 普通預金（総合口座を含む。）								
振替日	収納者の指定する日								
振替開始月	請求書を送付された以降の最初の振替日								

記

- 1 貴行に請求書を送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定預金口座から引落としの上、支払ってください。この場合、預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
- 2 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払い戻すことができる金額を越えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
- 3 この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納者から請求がない等相当の事由があるときは、特に申しない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱って差し支えありません。
- 4 この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴行の責による場合を除き、貴行に迷惑を掛けません。

銀行使用欄	(不備返却事由)		検収	印鑑 照合	扱印
	1 預金取引なし 2 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)	3 印鑑相違 4 その他 ()			

担当 給与管理者	知事部局 諸局	教 育	警 察	企業局
	(緑色)	(赤色)	(橙色)	

(様式第 2 号)

給与管理者保存

第一口座登録申出書

岡山県職員親睦会 御中

年 月 日

口座振替の種類	掛金等
---------	-----

所属コード	所属名	職員番号

(フリガナ)		指定預金口座の 届出印
申立者 氏名		

第一口座として、次の口座を登録します。

金融機関名	金融機関	店舗名	銀行 コード				店舗 コード		
	中国銀行		0	1	6	8			
指定預金口座	預金種別		口座番号						
	1 普通預金（総合口座を含む。）								

(注) 振替指定口座は、「給与口座振込申出書」の第一口座を記入してください。

審査	所属確認

岡山県職員親睦会規約 新旧対照表

旧	新	備考欄
岡山県職員親睦会規約 第 1 条 （略） （事務） 第 2 条 親睦会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務 （以下「各種控除事務」という。）を行う。 （1）会員の第一口座（指定金融機関（昭和 3 9 年岡山県告示第 3 3 5 号で指定された岡山県指定金融機関をいう。以下同じ。）に開設さ れた口座であって、会員が第 6 条第 1 項に規定する手続を行った口 座をいう。以下同じ。）から、親睦会代表者（第 4 条第 1 項に規定す る者をいう。以下同じ。）が開設した口座へ、各種控除金を給与支給 日に振り替えるために必要な事務 （2）親睦会代表者が開設した口座から、各種控除金の債権者が開設 する口座（指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機 関の口座に限る。）へ、（1）により振り替えられた各種控除金を給 与支給日の 2 営業日後に振り込むために必要な事務 （3）その他前条の目的を達成するために必要な事務 第 3 条～第 8 条 （略） （データ伝送の方法等） 第 9 条 親睦会代表者は、各種控除金に係る口座振替依頼金額を、指 定金融機関にデータ伝送する。	岡山県職員親睦会規約 第 1 条 （略） （事務） 第 2 条 親睦会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務 （以下「各種控除事務」という。）を行う。 （1）会員の第一口座（指定金融機関（昭和 3 9 年岡山県告示第 3 3 5 号で指定された岡山県指定金融機関をいう。以下同じ。）に開設さ れた口座であって、会員が第 6 条第 1 項に規定する手続を行った口 座をいう。以下同じ。）から、親睦会代表者（第 4 条第 1 項に規定す る者をいう。以下同じ。）が開設した口座へ、各種控除金を給与支給 日に振り替えるために必要な事務 （2）親睦会代表者が開設した口座から、<u>会員の加入する団体が開設</u> する口座（指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機 関の口座であり、<u>振込手数料の負担に同意する口座</u>に限る。）へ、 （1）により振り替えられた各種控除金<u>から振込手数料を差し引い</u> <u>た金額</u>を給与支給日の 2 営業日後に振り込むために必要な事務 （3）その他前条の目的を達成するために必要な事務 第 3 条～第 8 条 （略） （データ伝送の方法等） 第 9 条 親睦会代表者は、各種控除金に係る口座振替依頼金額を、指 定金融機関にデータ伝送する。	（修正）

岡山県職員親睦会規約 新旧対照表

旧	新	備考欄
2 親睦会代表者は、指定金融機関に対し、口座振替依頼金額等を記載した書面をファクシミリ送信することにより、データ伝送した旨を通知し、口座振替の処理を開始するよう依頼するものとする。 3 データ伝送の仕様は、別に定める。 第10条～第13条 (略) (その他) 第14条 この規約の施行について必要な事項は、親睦会代表者が別に定める。 附 則 この規約は、平成8年3月1日から施行する。 附 則 この規約は、平成15年3月17日から施行する。 附 則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。 附 則	2 データ伝送の仕様は、別に定める。 第10条～第13条 (略) <u>(決算)</u> <u>第14条 親睦会代表者が開設した口座の残金は、各種控除事務に必要な事務費に充当し、又は会員の加入する団体に還元するものとする。</u> (その他) 第15条 この規約の施行について必要な事項は、親睦会代表者が別に定める。 附 則 この規約は、平成8年3月1日から施行する。 附 則 この規約は、平成15年3月17日から施行する。 附 則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。 附 則	(抹消) (追加)

岡山県職員親睦会規約 新旧対照表

旧	新	備考欄
この規約は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和4年7月19日から施行する。	この規約は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和4年7月19日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和6年10月1日から施行する。</u>	(追加)